

新監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

令和5年7月4日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

監査結果等に基づく措置

令和4年度第3期定期監査及び行政監査結果報告（令和5年3月23日新監査公表第15号）分

監 査 の 結 果 等 (指摘・意見) 内容	措 置		
	措置実施部署	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)
【指摘事項】 環境部廃棄物対策課は、所管している「新潟市ごみ集積場設置等に係る補助金」、「新潟市地域清掃活動費等補助金」及び「新潟市集団資源回収保管倉庫購入等補助金」に関する事務において、補助金交付決定通知書や補助金確定通知書など申請者に対して本市が発出する文書への公印（市長印）の押印を、令和4年度から廃止していた。これは、国が令和2年度に実施した行政手続における押印見直しの取組を踏まえ、本市においても実施した押印見直しに併せて、同課が当該補助金に係る交付要綱を改正し、本来必要な公印の押印までも廃止したものである。 そもそも、本市が実施した押印見直しは、市民サービスの向上、行政手続の簡素化などの観点から、住民や事業者から提出される申請等の行政手続について、押印存続の必要性を判断したうえで原則廃止としたものであり、本市が住民や事業者に対して発出する文書はその対象に含まれていない。そのため、本市の補助金等の交付に関する基本的事項を定めた新潟市補助金等交付規則に規定する様式の見直しにおいても、住民や事業者から提出される申請書等への押印は不要としたものの、本市が住民や事業者に対して発出する補助金等交付決定通知書や補助金等確定通知書等への公印の押印は見直されておらず、押印は必要とされている。 また、新潟市行政文書取扱要綱第23条第1項では、行政文書を施行しようとするときは、府内文書及び軽易なものを除き、公印を押印しなければならないとされている。当該補助金の交付決定は、交付申請者が補助事業等を目的どおりに遂行する負担を伴う私法上の負担付贈与契約と解され、補助金交付決定通知書は、契約の申込に対する承諾を書面にしたものであり、また、補助金確定通知書は、最終的な契約金額を記載した書面であつて、同要綱に定める軽易なものとは到底いえない。 同課は、このような行き過ぎた押印見直しを行った理由として、当該補助金の申請件数が多く、その交付決定や確定に係る事務が職員の負担となっており、その軽減を図るために当該見直しを行ったと弁明している。しかし、それだけでは本来必要な公印の押印を廃止する理由にはなり得ず、関係法令等に則り当該補助金に係る交付要綱を改正し、本市が発出する補助金交付決定通知書等には公印を押印するよう、速やかに是正しなければならない。 なお、職員の負担軽減を図るのであれば、本市では国の動きに合わせ、令和5年度から「新潟市デジタル化基本方針」に基づき、社会情勢の変化に対応したデジタル社会の実現に向けた取組を推進することとしていることから、当該補助金に係る一連の事務についてもデジタル技術を活用することで効率化し、職員の負担軽減を図るとともに住民サービスの向上につながることを望むものである。	環境部 廃棄物対策課	指摘事項についての対応として、下記事項を実施 ①指摘事項について、課内において改めて本市の押印見直しの取扱いについて確認し、事務取扱について周知を行った。 ②該当補助金交付要綱について、その他の改正と合わせて令和5年度から本市が発出する補助金交付決定通知書等に公印を押印するよう要綱改正を行った。 (令和5年3月23日～令和5年3月31日)	事務処理の根拠となる例規や取扱い基準などにおいて、その解釈が誤っていないか内容に齟齬が生じないよう、必要に応じ制度所管課に考え方を整理した文書等により確認を行い、適正な処理を行うよう周知徹底を図った。 (令和5年3月23日)
【合規性】	【制度所管課】 財務部 財務課	行政手続の簡素化の観点から令和3年4月1日付けて補助金等交付規則を一部改正し補助金等申請書等の市への提出書類の押印は廃止したが、補助金等交付決定通知書等の本市が発する文書の公印は廃止していないことを制度所管課として意見した。 (令和5年2月10日)	本市が発する補助金等交付決定通知書や補助金等確定通知書等については公印の押印が必要であることを全庁へ周知した。 また、庶務担当者研修テキスト「予算と決算・資料編」に、補助金等交付決定通知書等には公印の押印が必要である旨を記載した資料「新潟市補助金等交付規則の施行について」を追加した。 (令和5年6月2日)
	【制度所管課】 総務部 総務課	指摘を受け、総務課において行政文書における公印の取扱いを確認するとともに、今後同様の事例が発生しないよう「行政文書事務に関する手引き」に注意を促す一文を加え周知する方針を確認した。 (令和5年3月29日)	令和5年4月1日改定の「行政文書事務に関する手引き」の「第5 公印」に「※法律若しくはこれに基づく命令又は条例その他の規定により、公印の押印が求められているものは、押印を省略することはできません。」との注意書きを追加。 その後、文例書式集に掲載することで、周知を図った。 (令和5年4月1日)